

## 浜中町立小中学校の適正配置に係る基本方針

(平成17年12月16日、浜中町教育委員会決定)

- 科学技術の進展や国際化・少子化の進行など変化の激しい社会に対応し、次代を担う児童生徒には、いかなる社会にあっても逞しく生き抜いていく力を育てていくことが求められている。

これまで本町にあっては、地域の特性を生かし、特色ある教育活動をされてきたが、義務教育を取り巻く現状を鑑み、今後、児童生徒に確かな学力や豊かな心などの「生きる力」を育むための教育環境を整備して行くため、以下のように適正配置を進めるものとする。

- 1、公立の小中学校にあっては、児童・生徒の力を十分に育むためには、教職員が適正に確保されなければならない。学校は校長、教頭、教諭、養護教諭、事務職員、事務生等の教職員が確保されて、その機能を十分に果たすことができると思う。

従って、これらの教職員を確保するための最小児童・生徒数を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第41条第2項の規定による小学校及び中学校の県費負担教職員定数の配置基準に基づき、平成3年3月8日北海道教育委員会決定の教職員定数の配置及び学級編制基準に示された16人とする。

よって、児童数が16人に達しない小学校は将来統合の対象とならない近隣の学校に統合する。

中学校にあっては、発達段階を考慮し、単式学級で授業を行えるような環境が望ましいと考える。

従って、中学校にあっては、複式学級を組まなければならない学校については、近隣の学校に統合する。

- 2、基本方針を基に地域の父母や住民と統合に向けた協議を行う。

但し、父母の考え、地域の意向を十分に尊重し、強制はしない。

- 3、最終的には、16人に達しない小学校、複式学級を組む中学校を統合の対象とするが、学校を廃校することは、地域の住民に苦渋の選択を迫ることであり、時間を要することである。

従って、当面教頭配置のできない2学級の小学校、将来2学級になると見込まれる小学校、複式学級を組んでいる中学校から統合に向けた協議を進めていくこととする。